

令和8年5月28日
環 境 政 策 部
世田谷清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
(建物内駐車場の入口上部損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和8年3月4日(水) 午前9時55分頃(天候:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)の世田谷清掃事務所職員が、立入検査のため庁有車(軽小型貨物車)を運転し、相手方(以下「乙」という。)が所有する建物の建物内駐車場に進入したところ、甲庁有車のルーフキャリアに設置しているスピーカーが建物内駐車場の入口上部に接触し、当該スピーカーと建物の接触部分が破損した物損事故である。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 損害賠償額 209,000円(自動車保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和8年5月25日